人吉市農業委員会定例総会

（第９回）

令和７年９月２５日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和７年９月２５日
人吉市役所　２階　２０２会議室

議事日程

日程第　１	議第　４８　号	農地法第３条の許可申請に対する許可の決定について
日程第　２	議第　４９　号	農地法第５条の許可申請に対する許可の決定について
日程第　３	議第　５０　号	農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第　４	議第　５１　号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○　出席農業委員（１０名）

会　　長	１０番	上　野　博　司
職務代理者	９番	林　　主　一
委　　員	１番	向　岩　敏　雄
同	２番	中　嶽　修　平
同	３番	原　口　政　廣
同	４番	渕　上　澄　雄
同	５番	竹　下　　豊
同	６番	簑　田　秀　彦
同	７番	永　田　正　輝
同	８番	宮　﨑　右　男

○　出席推進委員（１５名）

委　　員	１１番	牛　塚　敬　一　郎
同	１２番	西　門　泰　人
同	１３番	段　村　洋　一
同	１４番	山　本　雄　二
同	１５番	竹　田　　博
同	１６番	有　瀬　英　憲
同	１７番	中　村　郁　子
同	１８番	椎　葉　　徹
同	１９番	元　田　和　弘
同	２０番	赤　池　　親

同　　　　　２１番　迫　田　公　江
同　　　　　２２番　仲　村　建　彦
同　　　　　２３番　北　山　加　一　郎
同　　　　　２４番　東　憲　孝
同　　　　　２５番　東　　照

議事録署名農業委員　　４番　渕　上　澄　雄
議事録署名推進委員　２３番　北　山　加　一　郎

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名
局　　　長　　　竹　内　常　泰
係　　　長　　　豊　永　英　紀
主　　　任　　　渕　田　奈　緒　美
再　任　用　職　員　　坂　井　正　子

開会９：３０

○（議長）おはようございます。本日の会議は出席委員数が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和７年第９回人吉市農業委員会定例会を開会いたします。本日の議事録署名委員に４番委員、２３番委員を指名します。
本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程　朗読

○（議長）日程第１・議第４８号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第１・議第４８号　朗読

○（議長）１番について９番委員の調査報告をお願いします。

○（９番委員）おはようございます。議第４８号、農地法第３条の許可申請に対する１番の報告をいたします。議案書及び位置図をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用内が５筆、農用外が４筆、合計の９筆となっており、面積は４,７４６㎡となっております。これは３条の無償移転で贈与となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。聞き取りをしたところ、水稲を栽培されるという

ことでした。この農地は農用内の５筆につきましては、現地は２枚になっております。５年前の豪雨災害で被災しましたが、復旧工事に参加されませんでしたので、荒れております。重機を使ってならしてはありますが、水稲をされるには少し難しいのではないかと思っております。そのようなことを含めて尋ねたところ、表土を確保しながらやっていくということでございました。農用外の農地につきましては、私たちの組合のほうで飼料稲を作って管理をしている状況でございます。譲受人は郡内に住んでおられ、離れておりますので、きちんと来られて作業をされるのかと不安に思う部分もあり、尋ねたところ、出来れば地元の方で耕起などの作業をお願い出来ればという話でございました。住んでおられる方の農地も組合の方に委託をされて、管理だけは自分でされている状況でございます。３条の調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、６番は該当しないと判断をいたしましたので、皆様方のご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

○（事務局　渕田主任）今回の説明の中で調査委員さんからの地図の修正のご指摘がありましたので、確認をしたところ、ご指摘のとおりでしたので、修正をさせてください。位置図の１ページに記載されております右側、川が流れていて二手に分かれている三角の土地がありますが、そこが違います。本来であれば、１枚の土地になります。隣り合わせになっている土地の赤の斜線になっている部分が三角の所ではなく、その左隣になりますので、ご確認ください。隣り合わせにならなければなりませんが、なっておりませんでした。申し訳ございません。

○（６番委員）色分けがしてありますが、どういう意味なのでしょうか。

○（事務局　渕田主任）色分けについては、単なる筆が分かるように色分けをしております。

○（議長）よろしいですか。一番右にある土地が左にくっつきます。
ほかに質疑はありませんか。

「　なし　」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（　挙手の状況をみて　）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。
２番について６番委員の調査報告をお願いします。

○（６番委員）おはようございます。議第４８号、農地法第３条の許可申請に対する２番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、１筆で５５４㎡です。農用外で無償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。作物については野菜を栽培するとなっております。現在も野菜を栽培されておりますが、引き続き栽培をするということでございます。譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、元々、譲受人の農地だったということで、返されたということでございます。申請地は位置図をご覧ください。次に調査書でございますが、調査の結果、１番、４番、６番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。２番の報告について質疑はありませんか。

「　なし　」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（　挙手の状況をみて　）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって２番は原案可決いたしました。
日程第２・議第４９号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第２・議第４９号　朗読

○（議長）１番について４番委員の調査報告をお願いします。

○（４番委員）おはようございます。議第４９号、農地法第５条の許可申請に対する１番について報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外です。面積は１筆で１，６９１㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は駐車場となっております。ここは第２種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。位置図をご覧くだ

さい。申請地は前から少し荒れていました。今回、駐車場として転用されるということで、規模が大きいのではないかと思い、お尋ねしたところ、近くにキャンプ場やグランドゴルフ場があります。調査に行ったときにもグランドゴルフをされていましたが、道が狭く、農道に車を停めていらっしゃいました。交通の便も悪く、今から稲刈りも始まるので、そういうことも出てくるのはないかということで、近くの方から嘆願書も出て駐車場を作ることになりました。一部、法面を工事されていたので、始末書の提出があっております。ここは盛り土をして、駐車場を作るということで排水については自然排水と隣の側溝に排出するということでした。水路については地元の水利組合に許可を取っておられます。次に実質審査表をご覧ください。申請地は第２種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、１番、３番、６番、８番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、皆様方のご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

「　なし　」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（　挙手の状況をみて　）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。
２番について３番委員の調査報告をお願いします。

○（３番委員）おはようございます。議第４９号、農地法第５条の許可申請に対する２番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用内で面積は４筆合計の２，３０７㎡のうち１９２㎡です。権利は賃借権の設定です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は離合用仮設道路となっております。一時転用でありまして、この申請地は農振農用地区内農地で都市計画用途指定区域外であります。更新が今年で３回目となっております。位置図をご覧ください。近くのこども園から北東方向に約３５０m行ったところに土砂置場があります。その間の道路、４か所に離合箇所を設けてあるということです。次に実質審査表をご覧ください。一般基準としまして、１番、３番、６番、９番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判

断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。２番の報告について質疑はありませんか。

「　なし　」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（　挙手の状況をみて　）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって２番は原案可決いたしました。
日程第３・議第５０号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第５０号　朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、３番は１番委員の親族、４番は２４番委員本人、８番は１１番委員本人となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（　挙手の状況をみて　）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局　坂井）お手元の資料をご覧ください。令和７年９月２４日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。
　１ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。左側の今回について「田」が３０，０４９．１６㎡、「畑」が１４，６７３㎡、合計の４４，７２２．１６㎡になります。一番下の所有権移転は「田」が４，９１３．２５㎡でございました。本年累計は右側のとおりです。
　次に２ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画一覧表（所有権移転関係）になります。今回は公社売り渡しが１件ございました。

次に３ページをご覧ください。農地中間管理機構の利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が７件、その全てが利用権設定からの移行分になります。更新が１０件、計の１７件ございました。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「　なし　」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を５分間ほどとります。９時５５分まで各自で審査をお願いします。

（　各自審査　）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「　なし　」の声

○（議長）それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
３番、４番、８番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（　挙手の状況をみて　）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の３番、４番、８番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（　挙手の状況をみて　）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第４・議第５１号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第４・議第５１号　朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局長）農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明をいたします。この決議については、全国農業委員会会長大会で令和２年以降毎年、全国組織運動の申し合わせで農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みの徹底が決議され、全国各農業委員会で決議することとなっております。今回、改めて法令遵守の意識を高めるよう、全国農業会議所より周知徹底の文書が発出されており、農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令により適正に農地制度を運用するため再認識し、決議をいたします。決議文については皆様のお手元に別紙で配布していますので、そちらをご覧ください。私のほうで読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。１、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第３１条の議事参与の制限、同第３３条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。２、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和７年９月２５日、人吉市農業委員会、以上でございます。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「　なし　」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（　挙手の状況をみて　）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和７年第９回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（　９時５７分　終了　）

人吉市農業委員会規則第１６条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員